

随意契約結果表

担当課名	地域づくり推進課		
案件名	令和7年度行政事務委託		
案件の概要	当該業務は、市が行うべき事務の一部を、三田市全域の区・自治会で構成される団体である三田市区・自治会連合会に委託しているものである。		
随意契約の種類	<input type="radio"/> 随意契約 <input checked="" type="radio"/> 単独随意契約		
契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日	契約の相手方	三田市区・自治会連合会
契約金額	24,800,000 円 (うち消費税相当額 1,837,037 円)		
契約期間	契約を行った日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日 まで		
随意契約とした理由	三田市区・自治会連合会に当該業務を委託することにより、市が発信する情報を地域へ迅速に周知することができる。さらに、区・自治会は、地域まちづくりの核となる組織であるため、当該業務を委託することにより、地域の主体的なまちづくり意識を醸成し、地域コミュニティの推進を図ることができる。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		